

おくやみハンドブック

ご遺族の方へ手続きのご案内

ご遺族の方へ

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた際には、亡くなられた方の状況によって必要な手続きが異なるなど、ご遺族様にとって大変なご負担だと存じます。

手続きの参考に、この「おくやみハンドブック」をご活用ください。

浅口市

目次

お知らせ事項	P 1~2
身近な人が亡くなられたときの主な手続きの流れ	P 2
手続きにあたりお持ちいただくもの	P 3
市役所での手続き一覧	P 4~6
各種手続きの概要	P 7~24
庁舎等施設案内・問い合わせ先	P 25~27
その他の関係機関での主な手続き	P 28

お知らせ事項

- このハンドブックでは、死亡届提出後に必要となる手続きを記載しています。
- 亡くなられた方の状況によっては、このハンドブックに記載のない手続きが必要となる場合があります。
- 各手続きの内容や担当窓口等が変更となる場合があります。
- 亡くなられた後の市役所内の手続きは、一部を除いて最寄りの総合支所でも手続きができます。
- 一度の来庁では完了しないものや、市役所以外での手続きが必要なものもあります。
- 手続きには時間がかかる場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 浅口市役所ホームページにも、このハンドブックを掲載しています。

おくやみハンドブック

<https://www.city.asakuchi.lg.jp/page/1446.html>

おくやみハンドブック
QRコード



お知らせ事項

○ このハンドブックの「各種手続きの概要」で使用しているマークは以下のとおりです。

郵

… 郵送による手続きができます。事前に各受付・相談窓口にご確認ください。

ダ

… 申請書等のダウンロードができます。

※ 申請書等のダウンロードは、浅口市役所ホームページに掲載している「おくやみハンドブック」のページをご覧ください。

身近な人が亡くなられたときの主な手続きの流れ

相続開始

身近な人(被相続人)の死亡

【市役所での手続き】

- 死亡届 7 日以内
- 世帯主の変更 14 日以内
- 児童扶養手当(未支払請求) 14 日以内
- 介護保険被保険者証の返還 翌日から 14 日以内
- 児童手当(認定請求) 翌日から 15 日以内
- 火葬補助金申請、印鑑登録証・国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・各種受給者証などの返還、上下水道の手続き 速やかに
- 森林を相続した旨の届出 90 日以内

【その他の関係機関での手続き】

- 電気・ガス料金等の手続き
- 相続放棄・限定承認 3 か月以内
- 所得税の準確定申告 4 か月以内

3か月以内

4か月以内

手続きにあたりお持ちいただくもの

※ 手続きに必要な主な持ち物について記載していますが、亡くなられた方の状況によっては、ご案内しているもの以外にも必要なもの、または不要となるものが生じる場合があります。

※ 手続きに必要なものは、7ページ以降「各種手続きの概要」の「持ち物」でご確認ください。

亡くなられた方のもの(お手元にあるものをお持ちください)

- 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 基礎年金番号通知書・年金手帳・年金証書
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- 印鑑登録証・市役所から交付された各種受給者証・利用券など

※ マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードは返還不要です。

ご遺族のもの

- 来庁される方の本人確認書類
 - ・ 1点でよいもの(顔写真付きのもの)
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・ 2点必要なもの(顔写真付きでないもの)
被保険者証(健康保険、介護保険)、各種年金証書、基礎年金番号通知書 など
- 火葬の領収書
- 委任状
 - ・ 手続きを代理の方が行う場合は委任状が必要となります。
 - ※委任状が必要となる例
 - ⇒ 戸籍謄本を亡くなられた方の直系親族以外の方が請求するとき(委任者:直系親族の方)
 - ⇒ 世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方が行うとき(委任者:同一世帯員の方)
- 戸籍謄本(全部事項証明)など
 - ・ 戸籍に死亡した事実が記載されるまでには、日数を要します。
 - ※ 「死亡届を提出された役所」や「亡くなられた方の本籍地」の状況によってもかかる日数が変わります。
- 振込口座確認書類(届出人、相続人代表者、葬祭執行者などのもの)
 - ・ 預貯金通帳、キャッシュカードなど
- 印判(届出人、相続人代表者、葬祭執行者などのもの)
 - ※ 署名をすれば原則不要ですが、手続きによっては必要となる場合があります。

市役所での手続き一覧

※ 亡くなられた方の状況によっては、この一覧に記載のない手続きが必要となる場合があります。

亡くなられた方の該当項目		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 済	主な手続き	受付・相談窓口	ページ 番号
住民関係	世帯主であった	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更	本庁市民課 金光・寄島総合支所	P7 1
	印鑑登録証を所持していた	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返還		P7 2
火葬料	斎場を使用した	<input type="checkbox"/>	火葬補助金の交付申請	本庁環境課 金光・寄島総合支所	P7 3
健康保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証等の返還	本庁市民課 金光・寄島総合支所	P8 4
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請(国保)		P8 5
	後期高齢者医療制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証等の返還		P9 6
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請(後期高齢者医療)		P9 7
		<input type="checkbox"/>	高額療養費等の受領申立(後期高齢者医療)		P9 8
	国民年金	国民年金に加入していた	<input type="checkbox"/>		遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求
国民年金を受給していた		<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求・受給権者死亡届	P11 10	
介護保険	65歳以上または要介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等の返還	高齢者支援課(健康福祉センター内) 金光・寄島総合支所	P11 11
	介護保険サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	未支給分高額介護サービス費の申立		P11 12
高齢者福祉	緊急通報システムを利用していた	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置の廃止手続き	金光・寄島総合支所	P12 13
	家族介護用品交付券を所持していた	<input type="checkbox"/>	家族介護用品交付券の返還		P12 14
障害福祉	障害者手帳を所持していた	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還	社会福祉課(健康福祉センター内) 金光・寄島総合支所	P12 15
	心身障害者医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費受給資格証の返還		P13 16
	自立支援医療を受給していた	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証の返還		P13 17

市役所での手続き一覧

※ 亡くなられた方の状況によっては、この一覧に記載のない手続きが必要となる場合があります。

亡くなられた方の該当項目		□該当 □済	主な手続き	受付・相談窓口	ページ 番号
障害福祉	障害福祉サービス等を受給していた	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証等の返還	社会福祉課(健康福祉センター内) 金光・寄島総合支所	P13 18
	特別児童扶養手当を受給していた/支給対象児童であった	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当に関する手続き		P14 19
	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当等に関する手続き		P14 20
	児童福祉年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	児童福祉年金に関する手続き		P15 21
	心身障害者扶養共済制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に関する手続き		P15 22
	ほっとパーキングおかやま駐車場利用証を所持していた	<input type="checkbox"/>	駐車場利用証の返還		P16 23
児童福祉	児童手当を受給していた/支給対象児童であった	<input type="checkbox"/>	児童手当に関する手続き	健康こども福祉課(健康福祉センター内) 金光・寄島総合支所	P16 24
	子ども医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格者証の返還		P17 25
	児童扶養手当を受給していた/支給対象児童であった	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当に関する手続き		P17 26
	ひとり親家庭等医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給資格証の返還		P18 27
	義務教育在学中の児童の保護者であった	<input type="checkbox"/>	遺児激励金の支給申請		P18 28
税金・保険料	税金・保険料の納税義務者であった	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定届兼固定資産現所有者の申告	本庁税務課 金光・寄島総合支所	P18 29
	保険料を納付していた	<input type="checkbox"/>	介護・後期高齢者医療保険料還付金口座振込依頼書の届出		P19 30
	税金・保険料を口座振替で納付していた	<input type="checkbox"/>	口座振替の停止		P19 31
	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車等の廃車・名義変更		P19 32
	税金・保険料の納付状況が不明である	<input type="checkbox"/>	税金・保険料の納付相談		P19 -

市役所での手続き一覧

※ 亡くなられた方の状況によっては、この一覧に記載のない手続きが必要となる場合があります。

亡くなられた方の該当項目		□該当 □済	主な手続き	受付・相談窓口	ページ 番号
住宅・ 駐車（輪） 場	市営住宅に入居していた	□ □	市営住宅に関する手 続き	本庁建設業務課	P20 33
	市営駐車場を定期使用し ていた	□ □	市営駐車場に関する 手続き		P20 34
	市営駐輪場を定期使用し ていた	□ □	市営駐輪場に関する 手続き		P21 35
上下 水道	水道の使用(契約)者で あった	□ □	水道の使用休止等に 関する手続き	水道課(金光総合支所内)	P21 36
	井戸水を下水道へ排水し ていた	□ □	井戸水使用の廃止・ 変更の届出	下水道課(金光総合支所 内)	P21 37
保育・ 児童 教育	保育所等に入所していた/世帯 に保育所等の在園児がいた	□ □	保育所等の利用に係る 世帯状況の変更	各保育所等 教育委員会事務局保育未来課 金光・寄島総合支所	P22 38
	小・中学生がいる世帯の 生計維持者であった	□ □	生活困窮に伴う就学 援助申請	教育委員会事務局学校教育課 各公立小・中学校	P22 39
森林・ 農地	森林を所有していた	□ □	森林を相続した旨の 届出	本庁産業振興課	P22 40
	農地等を所有していた	□ □	農地等を相続した旨 の届出	農業委員会事務局	P23 41
その 他	農業者年金の加入者もし くは受給者であった	□ □	農業者年金の脱退・ 死亡の届出	最寄りの農協 農業委員会事務局(相談)	P23 42
	道路(水路等)占用許可 を受けていた	□ □	道路(水路等)占用許可の 廃止・権利承継の届出	本庁建設業務課	P23 43
	建物(空き家となるもの) を所有していた	□ □	空き家の管理等に関 する相談	本庁まちづくり課	P24 44
	犬の飼い主であった	□ □	犬の飼い主の登録変 更	本庁環境課 金光・寄島総合支所	P24 45
	市営墓地を使用していた	□ □	市営墓地使用承継の 届出	本庁環境課	P24 46

～ メモ ～

各種手続きの概要

1	住民関係	世帯主の変更		
<p>世帯員が3人以上いる世帯で世帯主の方が亡くなられた場合、新たな世帯主を定める世帯主変更の届出が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 窓口で手続きする方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(その世帯に加入者がいる場合) <input type="checkbox"/> 委任状(別世帯の任意代理人からの届出の場合) <input type="checkbox"/> 届出人の印判(署名できない場合) <p>※ 成年後見人等が届出人となる場合は、その資格を証明する登記事項証明書等</p>		期限		
		亡くなられた日から14日以内		
		受付・相談窓口		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁市民課 ・ 金光・寄島総合支所 		
2	住民関係	印鑑登録証の返還		
<p>亡くなられた方が印鑑登録証を所持していた場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(あさくち市民カード) 		期限		
		-		
		受付・相談窓口		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁市民課 ・ 金光・寄島総合支所 		
3	火葬料	火葬補助金の交付申請	郵	
<p>亡くなられた方が浅口市内に住所を有し、原則倉敷市設置の斎場や井笠広域斎場を使用した場合、葬儀施行者に火葬補助金を交付します。</p> <p>※ 待合室等の使用料は補助対象外です。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 斎場使用料領収書の写し <input type="checkbox"/> 葬儀施行者の振込口座確認書類 		期限	ダ	
		速やかに		
		受付・相談窓口		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁環境課 ・ 金光・寄島総合支所 		

～ メモ ～

各種手続きの概要

4	健康保険	国民健康保険被保険者証等の返還	郵
<p>亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証<input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの場合)<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証(お持ちの場合)<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証(お持ちの場合)		期限	—
		受付・相談窓口	
		・ 本庁市民課	
		・ 金光・寄島総合支所	

5	健康保険	葬祭費の支給申請(国保)	郵	ダ
<p>亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、葬祭執行者に葬祭費として5万円が支給されます。</p> <p>※ 葬祭は火葬のみの場合も含まれます。</p> <p>※ 死亡の原因が交通事故等第三者行為によるもので加害者から賠償を受ける場合、支給対象とならない場合があります。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類<input type="checkbox"/> 届出人の振込口座確認書類<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証		期限	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
		受付・相談窓口		
		・ 本庁市民課		
		・ 金光・寄島総合支所		

～ メモ ～

各種手続きの概要



6	健康保険	後期高齢者医療被保険者証等の返還	郵	
<p>亡くなられた方が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの場合) <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証(お持ちの場合) <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証(お持ちの場合) 		期限	-	
		受付・相談窓口		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁市民課 ・ 金光・寄島総合支所 		
7	健康保険	葬祭費の支給申請(後期高齢者医療)	郵	ダ
<p>亡くなられた方が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、葬祭執行者に葬祭費として5万円が支給されます。</p> <p>※ 葬祭は火葬のみの場合も含まれます。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の振込口座確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 		期限	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
		受付・相談窓口		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁市民課 ・ 金光・寄島総合支所 		
8	健康保険	高額療養費等の受領申立(後期高齢者医療)	郵	ダ
<p>亡くなられた方が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、高額療養費等が死亡後に生じていたときは、相続人代表者に支給されます。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込口座確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類(戸籍謄本等の写し) 		期限	診療月から2年3か月以内	
		受付・相談窓口		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁市民課 ・ 金光・寄島総合支所 		

～ メモ ～

各種手続きの概要

9	国民年金	遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	
<p>亡くなられた方が国民年金に加入していた場合、下記の要件に該当すると遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される場合があります。</p> <p>【要件(遺族基礎年金)】 亡くなられた方が一定の要件を満たした場合、その方に生計を維持されていた下記の対象者に支給されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子のある配偶者 ・ 子 <p>※ 「子」は18歳到達年度の末日まで(一定の障害がある時は20歳未満)の子</p> <p>【要件(寡婦年金)】 第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けず亡くなられた場合、その方と10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対し、60歳から65歳になるまでの間支給されるもの</p> <p>【要件(死亡一時金)】 第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けず亡くなられた場合、その方と生計を同じくしていた遺族に支給されるもの</p> <p>※ 「遺族」は①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹(①～⑥の順で先順位者が受ける場合、後順位者は受け取ることができません。)</p> <p>【持ち物(遺族基礎年金・寡婦年金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号通知書または年金手帳(証書) <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 死亡した事実が確認できる書類(死亡診断書の写し等) <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書 <input type="checkbox"/> 請求者の振込口座確認書類 <p>【持ち物(死亡一時金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号通知書または年金手帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 請求者の振込口座確認書類 		<p>期限</p> <p>【遺族基礎年金・寡婦年金】 亡くなられた日の翌日から5年以内</p> <p>【死亡一時金】 亡くなられた日の翌日から2年以内</p> <p style="text-align: center;">受付・相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの年金事務所 ・ 本庁市民課 ・ 金光・寄島総合支所 	
		<p>【持ち物について】</p> <p>※ 申請書類にマイナンバーをご記入いただくことで、添付書類を省略できる場合があります。</p> <p>※ 請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。</p>	

各種手続きの概要

10	国民年金	未支給年金の請求・受給権者死亡届	
<p>亡くなられた方が年金(老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金のみ)を受給していた場合、未支給の年金を請求することができます。請求できる方の範囲と優先順位は、亡くなられた受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の順です。</p> <p>また、受給権者死亡届の提出が必要です。</p> <p>※ 厚生年金等に加入していた場合は、年金事務所での手続きとなります。</p> <p>※ 請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本(亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票またはマイナンバーが分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の振込口座確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一に関する申立書(別住所の場合)※所定の様式あり</p>		期限	受付・相談窓口
		亡くなられた方の年金支払日の翌月の初日から5年以内	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの年金事務所 ・ 本庁市民課 ・ 金光・寄島総合支所 	
11	介護保険	介護保険被保険者証等の返還	郵 
<p>亡くなられた方が65歳以上の方または要介護認定を受けていた場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 負担割合証(お持ちの場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 負担限度額認定証(お持ちの場合)</p>		期限	
		亡くなられた日の翌日から14日以内	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者支援課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	
12	介護保険	未支給分高額介護サービス費の申立	郵 
<p>亡くなられた方に未支給となっている高額介護(予防)サービス費等があった場合、相続人の方の申し立てにより請求が可能です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の振込口座確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状(来庁者が相続人以外の場合)</p>		期限	
		介護サービスを利用した月の翌月から2年以内	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者支援課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	

各種手続きの概要

13	高齢者福祉	緊急通報装置の廃止手続き	
<p>亡くなられた方が緊急通報システムを利用していた場合、下記の手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報システム事業利用辞退届 ・ 緊急通報装置の返還 <p>【持ち物】</p> <input type="checkbox"/> 緊急通報装置		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者支援課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	
※ ご自身で取り外せない場合はご連絡ください。			
14	高齢者福祉	家族介護用品交付券の返還	
<p>亡くなられた方が家族介護用品交付券の交付を受けていた場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <input type="checkbox"/> 未使用の交付券		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者支援課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	
15	障害福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還	
<p>亡くなられた方が下記の手帳を所持していた場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	

～ メモ ～

各種手続きの概要

16	障害福祉	心身障害者医療費受給資格証の返還	
<p>亡くなられた方が心身障害者医療費の助成を受けていた場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 心身障害者医療費受給資格証</p> <p>※ 差額給付金の受取口座を相続人に変更する手続きが必要となります。必要な書類などは事前にお問い合わせください。なお、医療機関の受診状況により給付金が発生しない場合があります。</p>		期限	-
		受付・相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所
17	障害福祉	自立支援医療受給者証の返還	
<p>亡くなられた方が自立支援医療受給者証を所持していた場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証</p>		期限	-
		受付・相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所
18	障害福祉	障害福祉サービス受給者証等の返還	郵
<p>亡くなられた方に障害等があり、障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を所持していた場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証</p> <p><input type="checkbox"/> 通所受給者証</p>		期限	-
		受付・相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所

～ メモ ～

各種手続きの概要

19	障害福祉	特別児童扶養手当に関する手続き	郵
<p>亡くなられた方が特別児童扶養手当受給者または手当の対象児童であった場合、下記の手続き等が必要です。</p> <p>【監護者(受給者)が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡の届出 ・ 未支給手当の請求(該当する場合) <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 ※ 以下、未支給手当がある場合必要なもの <input type="checkbox"/> 対象児童の振込口座確認書類 <p>※ そのほか、監護者の所得状況等に変更が生じる場合は、事前にお問い合わせください。</p>		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 <p>【対象児童が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失届 <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 	

20	障害福祉	特別障害者手当等に関する手続き	郵
<p>亡くなられた方が特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた場合、下記の手続き等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡の届出 ・ 未支給手当の請求(該当する場合) ※ 請求は、亡くなられた受給者の配偶者または扶養義務者で、生計を同じくしていた方に限ります。 <p>【持ち物(未支給の手当がある場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類(戸籍謄本の写し等) <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座確認書類 ※ 請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。 		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	

～ メモ ～

各種手続きの概要

21	障害福祉	児童福祉年金に関する手続き	郵
<p>亡くなられた方が児童福祉年金の受給者または対象児童であった場合、下記の手続き等が必要です。</p> <p>【監護者(受給者)が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡の届出 ・ 未支給年金の請求(該当する場合) <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童福祉年金証書 ※ 以下、未支給の年金がある場合必要なもの <input type="checkbox"/> 対象児童の振込口座確認書類 <input type="checkbox"/> 対象児童であることがわかる書類(障害者手帳等) 		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	
		【対象児童が亡くなられた場合】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給権消滅の届出 <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童福祉年金証書 	
22	障害福祉	心身障害者扶養共済制度に関する手続き	郵
<p>亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の加入者または対象の障害者(児)であった場合、下記の要件に該当すると年金や弔慰金が支給される場合があります。</p> <p>【要件等(年金)】</p> <p>扶養共済制度の加入者(保護者)が亡くなられた場合、対象の障害がある方に対し支給されるもの</p> <p>【持ち物(年金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書(原本または原本証明されたもの) <input type="checkbox"/> 加入者の住民票(除票) <input type="checkbox"/> 受給権者(障害者)の住民票 <input type="checkbox"/> 受給権者(障害者)または年金管理者の振込口座確認書類 <input type="checkbox"/> 加入証書 		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	
		【要件等(弔慰金)】	
		<p>扶養共済制度に加入中(1年以上)に、対象の障害がある方が亡くなられた場合、加入者(保護者)に対し支給されるもの</p> <p>【持ち物(弔慰金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 受給権者(障害者)の住民票(除票) <input type="checkbox"/> 振込口座確認書類 <input type="checkbox"/> 加入証書 	

各種手続きの概要

23	障害福祉	駐車場利用証の返還	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #0070c0; color: white; border-radius: 5px;">郵</div>
<p>亡くなられた方が「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証を所持していた場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証</p>		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	
24	児童福祉	児童手当に関する手続き	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #0070c0; color: white; border-radius: 5px;">郵</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #6a3d9a; color: white; border-radius: 5px; margin-left: 5px;">ダ</div>
<p>亡くなられた方が児童手当の受給者または支給対象児童であった場合、下記の手続き等が必要です。</p> <p>【保護者(受給者)が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者の変更(認定請求) ・ 未支払手当の請求(該当する場合) <p>【持ち物(受給者の変更(認定請求)の場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 請求者(新しく受給者となる方)のマイナンバーが分かる書類 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求者の振込口座確認書類 <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証 <p>【持ち物(未支払手当の請求の場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 請求者(児童の保護者など)の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 支給対象児童の振込口座確認書類 <p>※ その他、個々の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。</p>		期限	
		速やかに	
		<p>※ 認定請求は、保護者(受給者)が亡くなられた翌日から15日以内</p>	
		受付・相談窓口	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康こども福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 		<p>【支給対象児童が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給事由消滅・額改定(減額)の届出 <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類 	

～ メモ ～

各種手続きの概要

25	児童福祉	子ども医療費受給資格者証の返還	郵
<p>亡くなられた方が子ども医療費の助成を受けていた場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格者証</p>		期限	-
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康こども福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	
		-	
26	児童福祉	児童扶養手当に関する手続き	
<p>亡くなられた方が児童扶養手当の受給者または支給対象児童であった場合、下記の手続き等が必要です。</p> <p>【保護者(受給者)が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者(養育者)の変更 ・ 未支払手当の請求(該当する場合) <p>【持ち物(受給者(養育者)の変更の場合)】</p> <p><input type="checkbox"/> 個々の状況により必要な書類が異なりますので、相談窓口へご確認ください</p> <p>【持ち物(未支払手当の請求の場合)】</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 支給対象児童の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 支給対象児童の振込口座確認書類</p> <p>※ 上記以外に、同居されている親族の方が亡くなられた場合など扶養義務者の所得等に変更が生じた時は、事前にお問い合わせください。</p>		期限	<p>速やかに</p> <p>※ 未支払手当の請求は、保護者(受給者)が亡くなられた日から14日以内</p>
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康こども福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	
		<p>【支給対象児童が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給事由消滅・額改定(減額)の届出 <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 支給対象児童の戸籍謄本</p>	

～ メモ ～

各種手続きの概要

27	児童福祉	ひとり親家庭等医療費受給資格証の返還	
<p>亡くなられた方がひとり親家庭等医療費の助成を受けていた場合、返還が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格証</p> <p>※ 差額給付金の受取口座を相続人に変更する手続きが必要となります。必要な書類などは事前にお問い合わせください。なお、医療機関の受診状況により給付金が発生しない場合があります。</p>		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康こども福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 	
28	児童福祉	遺児激励金の支給申請	郵
<p>浅口市内に住所がある児童が義務教育在学中に保護者が亡くなられた場合、申請により遺児激励金が支給されます。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者(子を養育する方)の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の振込口座確認書類</p>		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康こども福祉課(健康福祉センター内) ・ 金光・寄島総合支所 ・ 各小・中学校 	
29	税金・保険料	相続人代表者指定届兼固定資産現所有者の申告	郵 ダ
<p>税金関係の書類を受け取っていただくため、相続人代表者を指定する届出が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類</p>		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁税務課 ・ 金光・寄島総合支所 	

～ メモ ～





各種手続きの概要

30	税金・保険料	介護・後期高齢者医療保険料還付金 口座振込依頼書の届出	郵
<p>亡くなられた方が介護保険や後期高齢者医療保険に加入していて還付金が発生した場合、相続人代表者は還付金を受け取る口座の届出が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁税務課 ・ 金光・寄島総合支所
31	税金・保険料	口座振替の停止	郵
<p>亡くなられた方が口座振替納付をしていた場合、口座振替の停止手続きが必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <input type="checkbox"/> なし		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁税務課 ・ 金光・寄島総合支所
32	税金・保険料	原動機付自転車等の廃車・名義変更	ダ
<p>亡くなられた方が原動機付自転車(125cc以下、ミニカー含む)や小型特殊自動車を所有していた場合、廃車または名義変更の申告が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> ナンバープレート(名義変更の場合は不要)		期限	
		-	
		受付・相談窓口	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁税務課 ・ 金光・寄島総合支所(廃車のみ)
<p>■税金・保険料の納付相談</p> <p>亡くなられた方について、納付していない税金や保険料金がある時または納付状況等が不明である場合、相談窓口までご相談ください。</p>		相談窓口	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁税務課 ・ 金光・寄島総合支所

各種手続きの概要




33	住宅・ 駐車(輪)場	市営住宅に関する手続き	
<p>亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合、下記の手続き等が必要です。</p> <p>【名義人が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅明渡しの届出(退去) ・ 入居承継の届出(同居人の引継ぎ入居) <p>【持ち物(市営住宅明渡しの届出の場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届出人の印判(署名できない場合) <input type="checkbox"/> 名義人の振込口座確認書類 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <p>【持ち物(入居承継の届出の場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新賃借人の所得証明書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と新賃借人の続柄が分かる書類(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 新賃借人の住民票(本籍地、筆頭者の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 承継理由が分かる書類 <input type="checkbox"/> 新賃借人の本人確認書類 <p>※ 入居承継には条件がありますので、事前に受付・相談窓口までお問い合わせください。</p>		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		・ 本庁建設業務課	
		<p>【同居人が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者異動の届出 <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届出人の印判(署名できない場合) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 異動理由が分かる書類 	
34	住宅・ 駐車(輪)場	市営駐車場に関する手続き	
<p>亡くなられた方が市営駐車場の定期使用していた場合、廃止の届出が必要です。</p> <p>廃止の届出時点で、定期使用契約期間に残り1か月以上の期間がある場合は、使用料の還付請求が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営駐車場の定期使用廃止の届出 ・ 定期使用料の還付手続き(該当する場合) <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市営駐車場定期駐車券 <input type="checkbox"/> 定期駐車カード(市営鴨方駅北・南駐車場の場合) <p>※ 還付請求に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座確認書類 		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		・ 本庁建設業務課	

各種手続きの概要

35	住宅・ 駐車(輪)場	市営駐輪場に関する手続き	
<p>亡くなられた方が市営駐輪場の定期使用していた場合、廃止の届出が必要です。 廃止の届出時点で、定期使用契約期間に残り1か月以上の期間がある場合は、使用料の還付請求が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営駐輪場の定期使用廃止の届出 ・ 定期使用料の還付手続き(該当する場合) <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市営駐輪場定期シール ※ 還付請求に該当する場合 <input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座確認書類 		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		・ 本庁建設業務課	
36	上下水道	水道の使用休止等に関する手続き	 
<p>水道の使用を休止する場合や、使用者・所有者の名義変更をする場合は手続きが必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> なし 		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		・ 水道課(金光総合支所内)	
37	上下水道	井戸水使用の廃止・変更の届出	 
<p>亡くなられた方が井戸水等を使用して下水道へ排水していた場合、使用の廃止、使用者または世帯員数の変更等の手続きが必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> なし 		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		・ 下水道課(金光総合支所内)	

～ メモ ～

各種手続きの概要

38	保育・ 児童教育	保育所等の利用に係る世帯状況の変更	郵 
<p>亡くなられた方が幼稚園・こども園・保育所等に 入所している児童またはその保護者および世帯員 であった場合、保育所等の利用に係る世帯状況の 変更の手続きが必要です。</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/> なし</p>		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各保育所等 ・ 教育委員会事務局保育未来課 ・ 金光・寄島総合支所 	
39	保育・ 児童教育	生活困窮に伴う就学援助申請	郵 
<p>生計を維持していた方が亡くなられた等の事情 により、その世帯員(子)の公立小・中学校での就学 費用にお困りの場合、その費用の一部の援助を受 けることができます。</p> <p>※ すでに援助を受けている方で、振込口座の変更が必要な 場合は、受付・相談窓口までお問い合わせください。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者の振込口座確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し(手当受給者のみ) <input type="checkbox"/> 所得証明書(市外からの転入者のみ) 		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務局学校教育課 ・ 各公立小・中学校 	
40	森林・農地	森林を相続した旨の届出	郵 
<p>亡くなられた方が森林を所有していた場合、相続 された方は森林の権利を取得した旨の届出が必要 です。</p> <p>【要件等】 地域森林計画の対象となっている森林です。地域森林 計画対象森林に該当するかどうかは、受付・相談窓口ま でお問い合わせください。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の写しなど、新たに所有者に所有権があることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 森林の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入してください) 		期限	
		土地の所有者となった日から90 日以内	
		受付・相談窓口	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁産業振興課 	

各種手続きの概要

41	森林・農地	農地等を相続した旨の届出	<div style="display: inline-block; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 3px;">郵</div> <div style="display: inline-block; background-color: #6a3d9a; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 3px;">ダ</div>
<p>亡くなられた方が農地または採草放牧地を所有していた場合、相続された方は農地等の権利を取得した旨の届出が必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類</p> <p>※ 届出される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。</p>		期限	
			権利取得を知った日から概ね10か月
		受付・相談窓口	
			・ 農業委員会事務局
42	その他	農業者年金の脱退・死亡の届出	
<p>亡くなられた方が農業者年金の加入者もしくは受給者であった場合、死亡した旨の届出が必要です。</p> <p>※ 一定の要件に該当すると、一時金・未支給年金の請求ができる場合があります。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 農業者年金証書</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡日が確認できる書類</p> <p>※ 未支給年金等の請求には必要な書類が異なりますので、事前に最寄りの農協へお問い合わせください。</p>		期限	
			速やかに
		受付・相談窓口	
			・ 最寄りの農協 ・ 農業委員会事務局(相談のみ)
43	その他	道路(水路等)占用許可の廃止・権利承継の届出	<div style="display: inline-block; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 3px;">郵</div> <div style="display: inline-block; background-color: #6a3d9a; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 3px;">ダ</div>
<p>亡くなられた方が道路(水路等)占用の許可を受けていた場合、廃止または権利の承継の手続きが必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 占用許可を受けていることが分かる書類(許可書、納付書等)</p>		期限	
			速やかに
		受付・相談窓口	
			・ 本庁建設業務課

～ メモ ～

各種手続きの概要

44	その他	空き家の管理等に関する相談	
<p>亡くなられた方がお住まいだった家を相続された方で、その建物の管理・利活用・処分についてご相談がある場合は、相談窓口にお問い合わせください。</p>		期限	
		速やかに	
		相談窓口	
		・ 本庁まちづくり課(空き家情報バンク)	
45	その他	犬の飼い主の登録変更	<div style="display: inline-block; background-color: #000080; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">郵</div> <div style="display: inline-block; background-color: #4B0082; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">ダ</div>
<p>亡くなられた方が犬の飼い主であった場合、登録変更の手続きが必要です。</p> <p>※ 新しい飼い主が浅口市外の方となる場合、その方がお住まいの市町村での届出となります。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 受付・相談窓口へご相談ください</p>		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		・ 本庁環境課 ・ 金光・寄島総合支所	
46	その他	市営墓地使用承継の届出	
<p>亡くなられた方が市営墓地の利用者であった場合、新たに当該墓地を管理する方へ承継(名義変更)の手続きが必要です。</p> <p>【持ち物】</p> <p><input type="checkbox"/> 使用許可証</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と新名義人の続柄が分かる書類(戸籍謄本等)</p> <p><input type="checkbox"/> 新名義人の住民票(本籍地、筆頭者の記載のあるもの)</p> <p>※ 承継される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。</p>		期限	
		速やかに	
		受付・相談窓口	
		・ 本庁環境課	

～ メモ ～

庁舎等施設案内・問い合わせ先

【鴨方地域(本庁)】(市外局番:0865)

■市役所本庁舎・分庁舎



浅口市役所

〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050 ☎44-7000(代表)

本庁舎

税務課	☎44-9040
市民課	☎44-9042
環境課	☎44-9043

分庁舎

産業振興課	☎44-9035
農業委員会事務局	☎44-9012
建設業務課	☎44-9014
まちづくり課	☎44-9044

■健康福祉センター

■中央公民館(教育委員会事務局)



浅口市健康福祉センター

〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方2244-26

社会福祉課	☎44-7007
高齢者支援課	☎44-7113
健康こども福祉課	☎44-7114

浅口市中央公民館(教育委員会事務局)

〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方2244-2

学校教育課	☎44-7012
保育未来課	☎44-7011

庁舎等施設案内・問い合わせ先

【金光地域(総合支所)】(市外局番:0865)

■金光総合支所



浅口市役所金光総合支所

〒719-0192 浅口市金光町占見新田751 ☎42-7300(代表)

金光総合支所	☎42-7301	☎42-7302
水道課	☎42-7304	
下水道課	☎42-7305	

【寄島地域(総合支所)】(市外局番:0865)

■寄島総合支所



浅口市役所寄島総合支所

〒714-0192 浅口市寄島町16010 ☎54-5111(代表)

寄島総合支所	☎54-5113	☎54-5114
--------	----------	----------

庁舎等施設案内・問い合わせ先

担当所属	番号	お問い合わせ先(市外局番:0865)	
■鴨方地域(浅口市役所本庁舎・分庁舎、健康福祉センター、中央公民館)			
税務課	29,30,31,32	市役所本庁舎1階	☎44-9040
市民課	1,2,4,5,6,7,8,9,10		☎44-9042
環境課	3,45,46		☎44-9043
社会福祉課	15,16,17,18,19,20, 21,22,23	健康福祉センター1階	☎44-7007
高齢者支援課	11,12,13,14		☎44-7113
健康こども福祉課	24,25,26,27,28		☎44-7114
産業振興課	40	市役所分庁舎1階	☎44-9035
農業委員会事務局	41,42		☎44-9012
建設業務課	33,34,35,43		☎44-9014
まちづくり課	44		☎44-9044
学校教育課	39	中央公民館1階	☎44-7012
保育未来課	38		☎44-7011
■金光地域(浅口市役所金光総合支所)			
金光総合支所	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10, 29,30,31,32,45	総合支所1階	☎42-7301
	11,12,13,14,15,16, 17,18,19,20,21,22, 23,24,25,26,27,28, 38		☎42-7302
水道課	36	総合支所2階	☎42-7304
下水道課	37		☎42-7305
■寄島地域(浅口市役所寄島総合支所)			
寄島総合支所	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10, 29,30,31,32,45	総合支所1階	☎54-5113
	11,12,13,14,15,16, 17,18,19,20,21,22, 23,24,25,26,27,28, 38		☎54-5114

その他の関係機関での主な手続き

※ 亡くなられた方の状況によっては、管轄の行政機関が一覧と異なる場合があります。
お手続きに際しては、あらかじめお問い合わせ先にご確認ください。

対象項目	主な手続き	お問い合わせ先
厚生年金・老齢基礎年金、共済年金 等	未支給年金の請求 遺族年金の請求	倉敷西年金事務所 ☎086-523-6395 各共済組合(共済組合の場合)
生命保険 等	保険金の請求 入院給付金の請求	加入していた生命保険会社または代理店
各種健康保険	保険証の返納	加入していた健康保険組合や団体
普通自動車 125cc超の二輪等	廃車 名義変更	中国運輸局岡山運輸支局(ヘルプデスク) ☎050-5540-2072
軽自動車	廃車 名義変更	軽自動車検査協会岡山事務所(コールセンター) ☎050-3816-3084
運転免許証	返納	管轄の警察署 岡山県運転免許センター ☎086-724-2200
在留カード 特別永住者証明書	返納	広島出入国在留管理局岡山出張所 ☎086-234-3531
国税関係	相続税の手続き 所得税等の申告	玉島税務署 ☎086-522-3121
預貯金口座	口座の凍結・相続手 続き	各金融機関
クレジットカード	解約	各契約会社
固定・携帯電話 インターネット 等	契約承継・名義変更 解約	各契約会社
電気、ガス料金 等	名義変更 解約	各契約会社
NHK受信料	名義・支払い変更 解約	NHK受信契約フリーダイヤル ☎0120-151515
ケーブルテレビ	名義変更 解約	笠岡放送(株) ☎0865-63-6181
不動産登記関係	相続登記	岡山地方法務局(本局) ☎086-224-5656 岡山地方法務局笠岡支局 ☎0865-62-5295
遺言書 相続放棄 等	検認、開封 相続放棄の申立て	岡山家庭裁判所倉敷支部 ☎086-422-1038

法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続を
応援します!



多くの方々にご利用いただいております!

面倒な相続手続を

より速く!
より便利に!

未来につなぐ相続登記

不動産の
相続登記を
お忘れなく!

次の世代へのつとめです

登記官



戸籍書類
一式



法務局



銀行



税務署

法定相続情報

被相続人 法務士部 法務一部
相続人 相続債子
法務在子 登記 進
登記官 ○○○○ 田

省略可能

戸籍書類一式

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で戸籍書類一式の提出の省略が可能となります*。

*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳細内容は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

法務省民事局

【発行】浅口市

おくやみハンドブックに関するお問い合わせ先

〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050番地

生活環境部市民課

☎0865-44-9042

令和6年4月



浅口市生活環境部市民課